

Universal Oneサービス契約約款（第1編） 【現改比較表】 2020年4月17日時点

～2020年4月16日

2020年4月17日～

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第13章（略）

別記（略）

料金表

通則

1～18（略）

（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）

19 料金表第1表（料金）に規定するクラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1)（略）

(2) 当社は、クラウドコネクタ接続機能のギャランティ型に係る区間（クラウドゲートウェイ（クラウドコネクタ接続機能を提供するために当社がUniversal One網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。）とアプリケーションサービスとの接続点の間の区間をいいます。）において次に規定するSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてUniversal One契約者に返還します。

ア（略）

イ 故障回復時間SLA

(ア)（略）

(イ) 利用不能時間は、接続タイプに応じて次のとおりとします。以下この通則19において同じとします。

A B以外の場合（略）

B Microsoft 接続タイプの場合

（略）

(ウ)～(カ)（略）

ウ 故障通知時間SLA

(ア)（略）

▲Universal Oneサービス契約約款（第1編）（平成23年B N Sネサ第100017号）

実施 平成23年5月10日

目次（略）

第1章～第13章（略）

別記（略）

料金表

通則

1～18（略）

（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱い）

19 料金表第1表（料金）に規定するクラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の扱いについては、次のとおりとします。

(1)（略）

(2) 当社は、クラウドコネクタ接続機能のギャランティ型に係る区間（クラウドゲートウェイ（クラウドコネクタ接続機能を提供するために当社がUniversal One網内に設置する装置をいいます。以下同じとします。）とアプリケーションサービスとの接続点の間の区間をいいます。）において次に規定するSLAの適用事象が発生した場合は、その返還基準額に料金返還率を乗じて得た額を、返還料金額としてUniversal One契約者に返還します。

ア（略）

イ 故障回復時間SLA

(ア)（略）

(イ) 利用不能時間は、接続タイプに応じて次のとおりとします。以下この通則19において同じとします。

A B以外の場合（略）

B Microsoft 接続タイプ [（Azure ExpressRoute利用のものに限りません。）](#) の場合

（略）

(ウ)～(カ)（略）

ウ 故障通知時間SLA

(ア)（略）

～2020年4月16日

2020年4月17日～

(イ) Microsoft 接続タイプの場合、2以上の論理接続において、利用不能時間の一部又は全部が重複する場合は、同一の事由に限り、それら論理接続の全く利用できない状態であることを当社が知った時刻のうち最も早い時刻をその起算時刻とし、それらの論理接続の最も遅い故障通知時刻までの経過時刻をその1の接続における通知時刻とします。

(ウ)～(カ) (略)

エ (略)

(3)～(7) (略)

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 (略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

(1)～(2) (略)

(3) Microsoft 接続タイプ

月額

区 分	単 位	料金額
Microsoft CorporationのアプリケーションサービスとVP Nグループとの間の通信を可能とする機能	(略)	(略)

備考

1～9 (略)

(イ) Microsoft 接続タイプ (Azure ExpressRoute利用のものに限ります。) の場合、2以上の論理接続において、利用不能時間の一部又は全部が重複する場合は、同一の事由に限り、それら論理接続の全く利用できない状態であることを当社が知った時刻のうち最も早い時刻をその起算時刻とし、それらの論理接続の最も遅い故障通知時刻までの経過時刻をその1の接続における通知時刻とします。

(ウ)～(カ) (略)

エ (略)

(3)～(7) (略)

第1表 料金(附带サービスの料金を除きます。)

第1類 利用料金

第1 VP Nサービスに係るもの

1 (略)

2 料金額

2-1 (略)

2-2 付加機能利用料

2-2-1 代表契約に係るもの

2-2-1-1 クラウドコネクタ接続機能

(1)～(2) (略)

(3) Microsoft 接続タイプ

A Azure ExpressRoute利用

月額

区 分	単 位	料金額
Microsoft CorporationのアプリケーションサービスとVP Nグループとの間の通信を可能とする機能 <u>であって、Azure ExpressRouteを利用するもの</u>	(略)	(略)

備考

1～9 (略)

10 この機能を利用する代表契約者は、Azure ExpressRoute利用とAzure Peering Service利用との間の相互の変更を請求することはできません。

B Azure Peering Service利用

月額

区 分	単 位	料金額
-----	-----	-----

～2020年4月16日

2020年4月17日～

<p>Microsoft Corporation のアプリケーション サービスとVPN グループとの間の 通信を可能とする機能 であって、Azure Peering Serviceを利用するもの</p>	<p>ギャランティ 型</p>	<p>帯域利 用料</p>	<p>最大 10Mbit/s までの符号 伝送が可能な もの</p>	<p>1の接続ご とに</p>	<p>64,000円 (70,400円)</p>
			<p>最大 50Mbit/s までの符号 伝送が可能な もの</p>	<p>1の接続ご とに</p>	<p>215,000円 (236,500円)</p>
			<p>最大 100Mbit/s までの符号 伝送が可能な もの</p>	<p>1の接続ご とに</p>	<p>239,000円 (262,900円)</p>
			<p>最大 200Mbit/s までの符号 伝送が可能な もの</p>	<p>1の接続ご とに</p>	<p>291,000円 (320,100円)</p>
			<p>最大 300Mbit/s までの符号 伝送が可能な もの</p>	<p>1の接続ご とに</p>	<p>343,000円 (377,300円)</p>

～2020年4月16日

2020年4月17日～

最大 400Mb it/s ま での符 号伝送 が可能 なもの	1の接続ご とに	395,000円 (434,500 円)
最大 500Mb it/s ま での符 号伝送 が可能 なもの	1の接続ご とに	447,000円 (491,700 円)
最大1 Gbit/s までの 符号伝 送が可 能なも の	1の接続ご とに	685,000円 (753,500 円)
NAPT利用料	1の接続ご とに	150,000円 (165,000 円)

備考

- 1 当社は、代表契約者に限り、この機能を提供します。
- 2 この機能を利用する代表契約者は、アプリケーションサービスとの間の通信について、そのアプリケーションサービスに係る契約者の同意を得るものとします。
- 3 当社は、この機能に係る付加機能利用料として、帯域利用料及びNAPT利用料を合算して適用します。
- 4 当社は、この機能に係る通信の品質を保証しません。
ただし、ギランティ型については、クラウドゲートウェイとアプリケーションサービスとの接続点の間の区間に限り、上表の区分に定める符号伝送速度による通信を確保して提供します。
- 5 次に掲げる通信の区分に係る回線契約者はこの機能による通信を行うことができません。

～2020年4月16日

2020年4月17日～

- (1) ギャランティアクセス（品目が音声伝送のものに限ります。）
- (2) ギャランティ（イーサ専用）アクセス（VLAN多重機能を利用してV
PNサービスとの混在多重を行うものを除きます。）
- (3) ギャランティ（フレキシブルイーサ専用）アクセス

6 当社は、この機能を利用する代表契約者に、追加IPアドレスを提供しま
す。この場合において、追加IPアドレスに係る付加機能利用料は次表のと
おりとします。

月額

区 分	単 位	料 金 額
<u>NAT用追加グローバルIPアドレス利用料</u>	<u>1の追加IPアドレ スごとに</u>	<u>100,000円 (110,000円)</u>
<u>NAT用追加グローバルIPアドレス利用料</u>	<u>1の追加IPアドレ スごとに</u>	<u>20,000円 (22,000円)</u>

備考

- 1 当社は、追加IPアドレスの変更又は廃止について、第27条の2
(付加機能の最低利用期間)第3項及び第4項の規定を適用しま
せん。
- 2 当社は、追加IPアドレスに係る付加機能利用料について、第27
条の2第3項及び第4項の規定を適用しません。

7 当社は、この機能が全く利用できない状態が生じた場合は、第38条（利用
料金の支払義務）又は第47条（責任の制限）の規定を準用します。

ただし、料金表通則19（クラウドコネクタ接続機能のSLAに係る料金の
扱い）が適用される場合は、その定めるところによります。

8 この機能を利用する代表契約者は、Azure ExpressRoute利用とAzure
Peering Service利用との間の相互の変更を請求することはできません。

(4)～(9) (略)
2-2-1-2～2-2-1-10 (略)
2-2-2 (略)
2-3～2-4 (略)
第2 (略)
第2類 (略)
第2表～第3表 (略)
料金表別表 (略)

(4)～(9) (略)
2-2-1-2～2-2-1-10 (略)
2-2-2 (略)
2-3～2-4 (略)
第2 (略)
第2類 (略)
第2表～第3表 (略)
料金表別表 (略)

～2020年4月16日	2020年4月17日～		
	<p data-bbox="1142 263 1702 287">附 則（令和2年4月9日 D P S 第00635095号）</p> <p data-bbox="1142 295 1254 319"><u>（実施期日）</u></p> <p data-bbox="1142 327 1691 351">1 この改正規定は、令和2年4月17日から実施します。</p> <p data-bbox="1142 367 1254 391"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1142 399 1971 486">2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している次表の左欄の付加機能は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。</p> <table border="1" data-bbox="1160 497 1953 603"> <tr> <td data-bbox="1160 497 1550 603"> <p data-bbox="1176 502 1433 526"><u>クラウドコネクト接続機能</u></p> <p data-bbox="1198 534 1500 558"><u>Microsoft接続タイプ</u></p> </td> <td data-bbox="1550 497 1953 603"> <p data-bbox="1568 502 1825 526"><u>クラウドコネクト接続機能</u></p> <p data-bbox="1590 534 1892 558"><u>Microsoft接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1612 566 1870 590"><u>Azure ExpressRoute利用</u></p> </td> </tr> </table>	<p data-bbox="1176 502 1433 526"><u>クラウドコネクト接続機能</u></p> <p data-bbox="1198 534 1500 558"><u>Microsoft接続タイプ</u></p>	<p data-bbox="1568 502 1825 526"><u>クラウドコネクト接続機能</u></p> <p data-bbox="1590 534 1892 558"><u>Microsoft接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1612 566 1870 590"><u>Azure ExpressRoute利用</u></p>
<p data-bbox="1176 502 1433 526"><u>クラウドコネクト接続機能</u></p> <p data-bbox="1198 534 1500 558"><u>Microsoft接続タイプ</u></p>	<p data-bbox="1568 502 1825 526"><u>クラウドコネクト接続機能</u></p> <p data-bbox="1590 534 1892 558"><u>Microsoft接続タイプ</u></p> <p data-bbox="1612 566 1870 590"><u>Azure ExpressRoute利用</u></p>		